

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和7年12月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500211 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（国）第 2500014 号

第1 結論

昭和 62 年＊月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年＊月から平成 2 年 3 月まで

私は、請求期間当時、A 市で同居していた両親と一緒に仕事（自営業）をしていた。23 歳頃に、国民年金に関する未納の通知が届いていることに気付き、その時に初めて 20 歳から国民年金を納付していないことを知った。当時は、住民票上の住所地を B 市にしていたため、父親と一緒に同市役所に行き、窓口の担当者から、国民年金は遡って納付ができると説明を受けたので、未納であった保険料を納付することにした。

加入手続については、詳しいことは分からぬが、通知が届いたことをきっかけに私自身が父親が行ったと思う。請求期間の保険料については、父親から借りた 30 万円くらいの現金と、送付された一枚の納付書を併せて、B 市内にある C 郵便局で一括納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録、国民年金手帳の記号番号払出索引簿及び日本年金機構が保管する A 市の国民年金被保険者管理台帳によると、請求者の加入手続は、平成 3 年 4 月頃に同市において行われたとみられることから、この頃に請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたものと考えられる。その際、請求者が 20 歳に到達した昭和 62 年＊月＊日に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われており、この加入手続時期を基準とすると、請求期間のうち、平成元年 1 月から平成 2 年 3 月までの保険料については、納付することが可能であったが、請求者は、請求期間後の平成 2 年 4 月から平成 3 年 3 月までの保険料を、平成 3 年 9 月 24 日付けで遡って一括納付していることが確認できる。

これに対して、請求者は、国民年金の未納があることに気付いた 23 歳頃（平成 2 年＊月に当該年齢に到達）の住民票上の住所地は B 市であった旨陳述している。

しかしながら、戸籍の附票によると、請求者が同市に住所を定めていたのは、20歳到達月（昭和62年＊月）より前の昭和60年1月9日から昭和62年＊月＊日までであり、請求者が主張する23歳頃の住所地はA市であることが確認できる上、B市に照会したもの、請求者に係る国民年金の記録はなく、請求者が23歳頃は、住所をA市に移しているため、納付書を送付することはなかつた旨回答している。

また、請求者は、国民年金の加入手続を23歳頃に行い、父親から30万円くらいを借りて、未納であった保険料を自身が一括で納付した旨陳述しているものの、はつきりとした時期は覚えていないとしており、納付対象期間についての記憶は明確ではないことから、請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、上述の加入手続時期（平成3年4月頃）を基準とすると、請求期間のうち、昭和62年＊月から昭和63年12月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、当該期間の保険料を遡って納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、請求期間のうち、平成元年1月から平成2年3月までの保険料については、上述のとおり、納付することが可能であったものの、A市から提出された被保険者対応記録票によると、保険料は未納と記録されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致していることを踏まえると、請求者が当該期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の平成3年4月頃にA市において払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が保険料を納付したとするC郵便局は、請求期間に係る領収済通知書等の保管はない旨陳述している上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500216 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（国）第 2500015 号

第1 結論

平成 7 年 6 月から平成 8 年 12 月までの請求期間及び平成 9 年 3 月から同年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 7 年 6 月から平成 8 年 12 月まで
② 平成 9 年 3 月から同年 8 月まで

私は、請求期間①及び②当時、昼間にアルバイトをして学費を稼ぎながら、専門学校夜間部に通っていた。当該専門学校の教員から、働きながら学校に通っていると勤労学生控除で国民年金の保険料が免除になると聞いた。そこで、当時住んでいた A 市の市役所へ行き、請求期間①及び②について、それぞれ保険料の免除申請を行った。その際、窓口対応の女性から、備考欄に「勤労学生控除の為」と記入するように言われたが、漢字が分からなかつたため、その女性に漢字を教えてもらいながら記入した記憶がある。現在、請求期間①及び②について、国の記録では未加入期間となっているが、私は確かに「勤労学生控除の為」と記入し、保険料の免除申請を行ったので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

現在、請求者が所持している年金手帳及びオンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 4 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を得た際に払い出された厚生年金保険手帳記号番号を用いて平成 9 年 1 月 14 日付けで付番されていることが確認できる。

また、請求者が請求期間①及び②当時、住所を定めていたとする A 市は、請求者の国民年金に係る記録はなく、請求者に限らず免除申請者には、本人の所得だけでなく世帯の所得で審査することを説明していたこと及び免除申請書の備考欄に勤労学生控除と記入させることはなかった旨回答している。加えて、請求者が婚姻を機に住所を定めていたとする B 市及び現在の住所地である C 市も、当該

期間に係る国民年金の記録はない旨回答している。

さらに、日本年金機構は、請求期間①及び②当時、保険料免除基準に該当した者の他に、保険料免除基準上非該当となるが所得が低いと考えられる者を対象に設けられていた特例免除の仕組においても、専門学生（夜間）であることのみでは特例免除は認められていなかったこと及び学校教育法に規定する高等学校の生徒、大学の学生その他の生徒または学生が対象となる学生納付特例制度が導入されたのは請求期間より後の平成12年4月からである旨回答している。

加えて、請求者は、専門学校夜間部の学生であった当時、当該専門学校の教員から、働きながら学校に通っていると国民年金の保険料が免除になると聞いた旨陳述しているが、当該専門学校は、請求者の在学期間である平成7年4月1日から平成9年3月31日までの期間に夜間部の学生に対し、国民年金保険料の免除制度及び納付猶予制度があることを説明していたかどうか不明である旨回答している。

そのうえ、請求者は、年金手帳以外の資料を保管しておらず、請求者が請求期間①及び②当時に国民年金の加入手続を行ったことを確認できる関連資料はない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の旧姓を含む氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方、漢字等を考慮して、再度確認を実施しても、請求者に対して、これまで国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらず、別の基礎年金番号が付番された形跡も見当たらない。

以上のことから、請求者は請求期間①及び②当時、A市役所で保険料の免除申請を行った旨陳述しているが、当該期間において、請求者は国民年金に未加入であったものと考えられることから、国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかったものとみられる。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、平成7年6月から平成8年12月までの請求期間及び平成9年3月から同年8月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500217 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（国）第 2500016 号

第1 結論

昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの 2 年間は、A 職として働いており、実家の B 町（現在は、C 市）で母親と同居していた。当該期間について、ねんきん定期便で国民年金の記録を確認したところ、平成元年 4 月から平成 2 年 3 月までの 1 年間は保険料の納付記録があったものの、請求期間については未納となっていることが分かった。

2 年間同じ条件で働いていたのに、1 年間だけが未納になっていることは有り得ないことであるし、年金手帳には国民年金の記録が昭和 62 年 4 月 1 日から平成 2 年 4 月 1 日までと記載されている。

加入手続と保険料納付については、はっきりとは覚えていないが、自身が行ったと思うので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、B 町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成元年 7 月 27 日に同町において払い出されていることが確認できることから、この頃に請求者の加入手続が行われ、その際に、請求者が大学を卒業した翌月の昭和 62 年 4 月 1 日を被保険者資格取得日とする事務処理が遡って行われたと考えられる。その後、昭和 62 年 4 月 1 日から昭和 63 年 4 月 1 日までは、共済組合の加入期間であると判明したことから、国民年金被保険者資格取得日を昭和 63 年 4 月 1 日に訂正をする処理が、平成 27 年 10 月 28 日に行われていることが確認できる。また、請求者は上述の加入手続時期を基準とすると、請求期間に係る保険料を遡って納付することが可能であった。

請求者は、自身で国民年金の加入手続と保険料の納付について行ったと思う旨陳述しているが、具体的な記憶はなく、詳しいことは覚えていないとしており、請求

者に係る加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者が請求期間当時住所を定めていたC市は、保険料納付記録は、残っていない旨陳述していること、日本年金機構が保管するB町の国民年金被保険者名簿においても、保険料の納付については記載がなく、請求期間に係る保険料が納付された形跡はうかがえないことから、請求者が、請求期間において、保険料を納付したと推認することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、旧姓を含めて、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、上述の平成元年7月27日にB町で払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付したことのうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。